

6月定例会

6月定例会は、6月6日に招集され、23日までの18日間の会期で開かれました。

町長から繰越明許費の報告1件、条例の一部改正5件、工事請負契約の変更1件および、一般会計など補正予算3件の議案が上程され、すべて原案どおり可決しました。

一般質問では、5議員が町政全般にわたっての問題点をただしました。



出産育児一時金

35万円に拡大

10月1日から

Q 健康保険法の改正により公的医療保険の給付範囲が30万円から35万円に拡大されます。

A 平成16年50件、平成17年37件である。

Q そのうち委任払いの件数は。

A 平成16年3件、平成17年6件である。

Q 受領委任払いの徹底を。

A 広報、母子手帳交付時などで周知していく。
(全員賛成で可決)

受領委任払いとは
町が出産育児一時金を直接出産した病院などに支払う制度。

審議された他の議案

一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設が公共下水道接続となる。

幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
(全員賛成で可決)

合併処理槽から公共下水道に変更することにより、工事費約280万円減額。

幸田町国民健康保険条例の一部改正
(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

幸田町税条例の一部改正のあらまし

地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組して、安心・安全のため地震保険に加入した保険料が控除される。平成20年1月1日適用。

Q 旧保険の扱いと控除は
A 平成18年末までに締結した長期損害保険は従前どおり。短期損害保険は対象外。（保険期間が10年以上で満期返戻金がある）

Q 地震保険料控除額は
A 保険料の1/2の額を所得控除（住民税上限25000円、所得税50000円）される

Q 危険度に対応した控除額か。
A 税額控除は全国一律である。

税源委譲に伴う税率変更の影響は

Q 税の負担割合の変更で住民への影響は。
A 住民税が一律10%となり、住民税の増税分は、所得税で調整されるため、住民への影響はほとんどない。

(表1)

(表1)

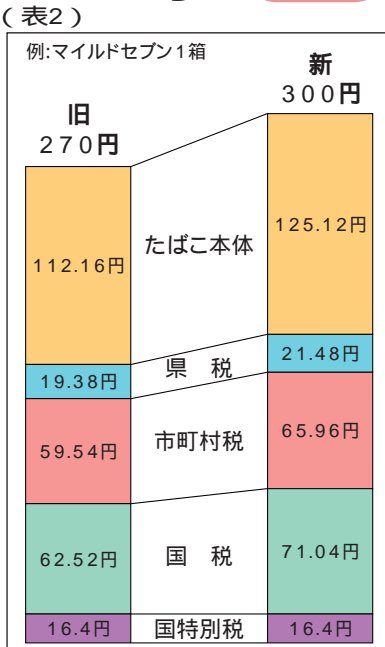
所得額	所得税	住民税	計
200万円未満	改正前 10%	5%	15%
	改正後 5%	10%	15%
200～330万円	改正前 10%	10%	20%
	改正後 10%	10%	20%
330～700万円	改正前 20%	10%	30%
	改正後 20%	10%	30%
700～900万円	改正前 20%	13%	33%
	改正後 23%	10%	33%
900～1800万円	改正前 30%	13%	43%
	改正後 33%	10%	43%
1800万円以上	改正前 37%	13%	50%
	改正後 40%	10%	50%

たばこ税が平成18年7月1日から値上げ

Q 町への影響額は。
A 本年は約1630万円の増収となる。(表2)

A 未成年者喫煙防止対策と公債費抑制にあてられる。(反対2、賛成19で可決)

(表2)



道の駅建設予定地

一般会計補正予算

3,050万円増額される。

主な予算

- 都市計画総務一般事業 2,200万円
 - 道の駅の地域振興施設用地購入。
- 児童手当等支給事業 140万円
 - 小学3年生から6年生への拡大に伴うシステム改修。
 (全員賛成で可決)

会計別補正予算

- 国民健康保険特別会計
 - システム改修費 420万円 (全員賛成で可決)
- 老人保健特別会計
 - システム改修費 420万円 (全員賛成で可決)